

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

立川都市計画生産緑地地区

2 理由

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものと位置づけられている。また、東大和市都市マスタープラン（令和7年2月改定）においては、市街地の貴重な緑地空間である農地の保全と活用のため、生産緑地地区の維持を図ることとしている。

今回の変更案では、生産緑地法第14条の規定による行為の制限の解除のため、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部約0.97ヘクタールの削除と、東大和市生産緑地地区指定基準及び同指定基準細則に基づき、約0.17ヘクタールの農地を生産緑地地区に追加指定しようとするものである。